

― 研究の足跡 ―

ここでは「研究の足跡」という形で渡辺先生の業績をまとめる。最初に、当時の日本史学会に大きな衝撃を与えた大著『畿内庄園の基礎構造』について、『史学雑誌』六六一三（昭和三十二年三月）から阿部猛氏の文を転載する。また先生の研究生活の集大成ともいえる史料集「豊後国荘園公領史料集成」については、八巻（下）の発刊に際し新聞紙上に掲載された末広利人氏の紹介文を転載し、先生の業績の一端を窺うことにする。

渡辺澄夫著 「畿内庄園の基礎構造」

阿 部 猛

昭和二六年末、渡辺氏が「畿内庄園の名構造に関する一試論」（『史学研究』四六）を発表されたときには、正直に言って恐らく今日のような形でその成果が結実すると予測しえたものは少なかったのではなからうか。翌年五月の史学雑誌（六一―一五）「一九五一年の歴史学界」で「領主権力による均等規模の名の編成」を強説した、とわずか一行の紹介を受けたに止っていたのを見てもその辺の事情は推察される。それが今日、前掲論文を含めて実に八〇〇頁の大著として結実、我々の机上に贈られた。本書はその内容において分量において戦後日本史学界の誇るべき成果である。しかも著者が九州大分大学に職を奉じ、研究には多大の困難を伴う地におられながらこの成果を挙げられたことに対して、我々は先ず絶大な敬意を表さなければならぬ。

本書の構成は、序論「研究の視点と問題の限定」本論「畿内庄園における古代的支配の諸形態」第一編均等名庄園の研究、

第二編撰関家大番領及び番頭制庄園の研究」結論「畿内庄園の基礎構造」補論「間田について」などなっている。序論第一章では「未だ散発的な個別庄園の研究」によって封建制の成立という世界史的問題を解決しようとする現状」(三頁)を反省し「庄園の総合的・体系的な地域的研究を提唱」(四頁)する。そして著者はいわゆる畿内庄園をとりあげ、とくに「公事の庄園に対する規定的意義を明らかにする事」に重要な視点を置き「庄園制そのものの分析を通じ、庄園制から政治史を検討しようとする」(七頁)基本的態度を明らかにされる。次に第二章では畿内庄園研究の現状を略述し、畿内庄園研究の課題を次の如く要約される。

(一)庄園の倭小性と散財性という特質を既成概念として固定するのは疑問で「庄園領主の円田化の努力」(四二頁)をも看過すべきでない。

(二)名主・作人の用益地の散財性、出作入作関係、農民の二重隷属関係についての通説に疑いを持つ。また「均等名の形成過程を社会経済的原因だけで説明するのは、一種の自然発生的解釈で」(四三頁)あり、名を私的土地所有や農業経営体とする通説にも再考を促す必要がある。

(三)庄園領主の収取並びに支配形態については「佃によって徭役労働の退化と現物所当の重視を考え、しかも家父長的奴隸制を説くのは矛盾で」「佃の外に夫役を総合的に考察し、なお雑公事も考慮」すべきである。「古代的・直接的統治は」「夫役を中心とする公事の収取」があり「庄園領主は、その限界内において新事態に対応し」「古代的支配と古代的収取を實現した。」(四三頁)

以上三点を要するに「公事の収取関係に象徴される」「名主及び名田を中心とする古代的支配・被支配関係」(四五頁)の解明こそ本書の目指すものである。そのために著者は、本論において畿内庄園の諸類型として均等名庄園・撰関家大番領・番頭庄園の三つをとりあげて詳細な検討を行う。

本論第一編「畿内庄園のうち、一町歩ないし二町歩のはぐ平均した名によって構成される庄園の存在は以前から注目された

が、石母田正、松本新八郎氏らによって、それが「奴隸制的構造をもった初期庄園の農民の階級分化の結果成立した」ものと説明され、定説化していた。しかしこれは「推測的見解」(五二頁)にすぎず、その性格構造の詳細は全く不明であり、その説明のために均等名庄園の個別研究を必要とする。そこで著者は実に一三三〇頁にわたって詳細な個別研究を試みる。とりあげられた庄園は興福寺大乗院領大和国若槻庄以下、合計四〇庄に及ぶ。このうち若槻庄・出雲庄・梅津庄については、かつて発表されその内容も周知のことであるし、またこの多数の個別研究を逐一紹介する余裕もないし必要もないであろう。従ってここでは、それらの研究に基づいて著者自身により要約された第四章「均等名総論—均等名の歴史的性格—」に沿って結論だけ紹介したい。

(一)均等名がどのような手続を経て形成されたかについて著者は次のように考える。庄園領主は「独立名として再生産可能と考えられる名を標準的名とし」標準名より過大なものは二名以上に解体し、標準に達しない名で比較的大きいものは「補償の田地」を与え「独立性の弱い名は兄弟親類下人等の脇在家を合して複合的名を形成し」「残された破片的田堵は異姓者を集めて集名を形成した。」(三三四頁)この名田の均等化と平行して均等な在家役に応ずる屋敷及び附属園地の均等化が行われた。次に第二次手続きとして佃の均等割り付けを行う。佃は夫役の代表的なものであるが、原則として公事を負担する名主全体に配分される。多くの場合名別一反であるが、不均等名の場合には標準規模の名に達するように更に佃作料田・負所田・給田・作半などが附加される。これら諸田は佃を含めた名別一律の課役全体に対する補償の意味を持ち(三八七頁)、庄園領主の直屬地から分与される。直屬地は所当のみを徴収する一色田である(三八九頁)。

(二)均等名の面積は一町歩から二町歩前後のものが多く、これは右の規模の名が家族労働に応ずる適性規模であり「名別均等公事の負担可能な」「一般的な名とされた」(四〇二頁)からである。しかし本書に掲げる実例についてみると、名田面積には標準的面積なるものは存在しない。しかも著者が初めて附された均等名なる名称の「均等」というのは面積のことをいっただけであったのに、実際には均等名庄園といっても例えば楊本庄の如く(二二四頁)一庄内で最低六反余から最高四町に及ぶ甚だ

しい不均等なもの(不完全均等名)もある。もちろん高田庄の如く(三六五頁)庄内の五名が二町宛である完全均等名もあるが、著者の検出された全例の三割に満たない。むしろ不均等名の方が一般的である(四〇〇頁)。従つて名田積の均等は均等名たるべき第一次的条件ではない。「第一次的条件は名別一律の夫役雑公事」の負担という点にあり「名田積の均等性はその必然的な結果」(四〇四頁)にすぎない。この点は誤解しやすい点であるから注意すべきであろう。

(三)均等名庄園は発生形態からいって(1)初期庄園的系譜のもの(2)寄進地系庄園(3)複合型庄園の三型に分けられ山城・大和に大部分が集中している。均等名は優れて畿内の性格を持つものといわねばならない。辺境では均等名は例外的存在であるが、在家・園などに均等名は類似の形態を持つもののあることは注意される。辺境の在家にも均等な徭役が課せられ、それに対して一律な田地を附することがあったと推定される。このことから畿内と辺境の対照には名と在家との比較を行うことが必要で、それによつてはじめて中世庄園の地域的な構造的相違が理解されると提言(四二六頁)されているのは重要である。

(四)均等名形成の目的と機能は「佃を含めた夫役・雑公事の均等収取」(四三三頁)にあり「年貢の均等収取をまで考慮したものであるかは疑問である。」(四四二頁)しかし何故に公事が名別均等でなければならないのか。この疑問ははゞ同じ条件下にありながら畿内においても均等名を形成しない庄園が多数ある理由の問題とも連なる。解答の一つは長福寺領山城国梅津庄の研究(三二五頁)の中に用意されている。即ちそこでは、田堵と名主に関する清水三男氏の見解を批判しつゝ、田堵から名主への転換に際して人別の田堵役が名田別の名主役に移り、その際不均等名庄園では公事は反別公事になり、比較的均等な名で構成され、しかも在地勢力が弱いところでは名別一律の公事の形態をとるといわれる。しかしこれだけの説明では不十分で、次に均等名形成の歴史的必然性が明らかにされなければならない。

(五)問題は田堵・名主層側が何故に均等名という形で編成されざるをえなかったか、また領主側は何故に均等名を形成する必要があったかという点である。律令制下の畿内農民がその収奪から逃れる途は、畿内への逃亡か官家・寺社・貴族への身分的隷属かの二つの途しかなかった。変質したとはいへ激しい収奪に悩んだ平安時代の農民の一部は後者の途をとつて、庄園領主

に直接隸屬して身役を奉仕する田堵となった(四八七頁)。一方寺社・貴族は雑多かつ無制限の夫役の必要から、これら田堵を受容してこれを組織した(四六六頁)。後白河院長講堂領の公事一覧表(四七三頁)に見る如く、庄園を一年間配分して恒久的な年間公事收取の体系を組織することは当時の寺社本所の一般的傾向であった。この両面から均等夫役附課のための均等名の形成は促されたのである。

以上が第一編の概要である。「公事の收取」を視点とする一貫した態度は誠に整然とした鮮やかさを示しているが、更にこの立場にたつて、畿内庄園の一類型としての撰関家大番領と番頭制庄園の解明に進む。

第二編は旧稿「畿内庄園における均等名の歴史的 성격」(「日本封建制成立の研究」所収)を補正加筆したものであるが内容は全く面目を一新し、むしろ新稿といふべきである。

牧健二・小嶋鉦作・清水三男氏らの研究を出発点とし、とくに牧氏の成果によって先ず大番領及び大番舎人制について概観し(五〇六頁)、次いで大番役と舎人名との関係を追及する(五二五頁)。和泉国大島庄・近江国大番領について考究した結果、舎人名は名別均等に給田・雑免・免在家を与えられ、その代りとして名別一人宛の舎人役を勤仕するものであると結論する(五三三頁)。かかる大番領は「有力田堵」名主層が国衙の臨時雑役を逃れ名田の所有権を確保するために、個人的に撰関家と主従関係を結んだ(五五二頁)ことから起つたもので、均等名と発生形態を一にし、畿内型庄園の一類型とすることができ。しかし大番領は厳密に言えば庄園制そのものではない。即ち「大番領は撰関家に舎人役を奉仕する人々の地域的団結即ち保であつて」(五六二頁)、土地支配を基本とする庄にまで発展しなかつた。撰関家が庄園外的機構として大番領という特異な夫役收取組織を創出した理由は、本家として庄園を有するため夫役收取が困難であつたことにある。

番については牧健二・島田次郎・小川信・水上一久氏らの研究があるが未だ全面的に扱われておらず未開拓の分野である。そもそも「番頭や番の形成は、領家に対する番役や夫役・雑公事を前提とし、先ず領家側の番役勤仕の組織として成立し、それに応じて下地にも均等田積を結い出す番組織が形成され、番毎に番頭が置かれ」(五八四頁)たものである。著者は七〇庄以

上の実例を検して未開の領域に歩を進め、番の面積及び名との関係から、(1)均等番(2)不均等番に大別し(五九八頁)、摂津国垂水牧・丹波国大山庄・遠江国初倉庄を中心とその内部構造を探る。次に番頭と番子との関係についての牧氏の見解の誤りを指摘されたのち、丹波国雀部庄の例によって「番頭とは、当該番内に自名田を有し、その番を代表するもので、同一番内に名田を結び込まれた他の名主がその番子」(六五四頁)であることを明らかにされた。本書の一覽表(六六八頁)及び分布図(六七五頁)によれば、番頭制庄園は畿内周辺部に多い。これは畿内中心部では均等名があつて同性質の番の組織を必要としなかつたこと、周辺地域では本所領家の支配が直接的に及びえた点では畿内的でありながら、地主的名を含む不均等名形態という点では辺境的性格を有し、従つて田堵の別人別課役がその名主への昇華過程で反別課役にならざるをえなかつたという両面から、番頭制によつて均等公事の収取を実現せざるをえなかつた理由によるのである(六八二頁)。番は均等公事の収取を目的とする点で均等名と同じであるが、下部構造の相違から具体的には異なつた形をとる。根本的な相違は番内の名を見た場合反別公事である点であるが、更に名が農業経営体的性格を基盤とするに對して、番は収取組織としての性格が優越する(六九二頁)。従つて番は機械的・計画的な地区制があり名と區別される(六九二頁)。

以上が本論の概要であるが「結論 畿内庄園の基礎構造」では著者は更めて「畿内庄園」の概念規定を行ふ。即ち「庄園領主の古代的・直接的支配とその具体的内容をなす夫役・雑公事の収取こそ畿内庄園の根本的特質で」「均等名庄園・撰開家大番領・番頭制庄園などに代表される庄園を」「畿内庄園ないし畿内型庄園と総稱し、その分布圏を広義の畿内と規定」する(六九二頁)。しかして以下七項にわたつて従来の説に對する批判と將來への問題の提起が行われている。

(一)従来の説のように散在庄園を強調しすぎるのは、畿内庄園の成立を自然的・物質的の契機のみから見る一面観である。庄園領主の円田化の努力を軽視すべきではない。

(二)「庄園領主の古代的性格を律令的枠内に固定化することは、歴史の動的把握に欠け、古代権力の評価を誤り、ひいては政治史的考察―封建制成立の研究を昏迷と停滞に導く」(七〇三頁)ものである。古代権力が新事態に對して行つた努力のあと

を評価しなければ、古代権力が長く中世に生き続けた事実を理解することはできないであろう。

(三) 従来庄園領主権力を古代的と規定し、領主層を同性質のものとして一括把握してきた。しかし貴族・寺院・神社、また同じ寺院でも例えば東大寺と興福寺の性格的・質的相違を考えねばならない。各々の領主の庄園統治組織や庄園の直接統治機構の具体的分析が今後行われなければならない(七〇四頁)。

(四) 庄園制は封建制ではないが、だからといって庄園制は古代的なものと固定化するのも疑問である。庄園制は古代的性格と中世的性格を併有するものである(七〇六頁)。

(五) 平安末、鎌倉期に現物所当の増加、徭役労働の減退が見られるとする。しかしこれは佃を指標とする見解である。佃は徭役労働の一部分にすぎず、実は却って平安末期に夫役・万雑事は強化された。不輸不入の獲得を以て庄園の完成とする説も妥当ではない。名を基礎単位とする古代的収取組織の成立と古代的収取の実現こそ実質上の庄園の完成である。(七〇七頁)。公事収取形態から大観すると、畿内では名別均等公事、畿内周辺では番別均等公事と反別公事、中間地帯及び辺境では反別公事と在家別公事となる。しかし中間地帯や辺境の庄園構造の具体的分析は未だ不十分である。

(六) 年貢と公事の両方を負担するものこそ名主であり庄園領主にとっての蔽密な意味での庄民である。公事に力点を置いて考えるとき、近世本百姓との関連も明らかにされるだろう。

(七) 庄園領主直屬地の問題を提起する。

x x x x x x x x

以上で本書の紹介を終るが、一言にして本書の功績をいうならば、第一に従来その重要性が強調されながらとりあげることの少なかった公事について徹底的に追及された点にある。律令制の下における多量の徭役労働が庄園制下に入ってどうなったのかという点は、古代中世史を追及するものにとつて大きな関心事であった。律令制の直接的・人身的な収取の形態が平安時代の中・末期に土地を媒介とする収取に転化したとし、そこに百姓名の成立の基礎を求めたことは石母田自の画期的業績であつ

たが、渡辺氏の研究は、単純に土地を媒介とする収取に転化しなかつたことを明らかにし、徭役労働の賦課の仕方の変化を詳細に追究した。この点は本書の持つ最大の意義であると思う。第二の功績は、徭役労働の賦課の仕方を追究することによって、古代権力自体の変化、即ち時代に対応して古代権力が自己を改変して行つた事実を把握した点である。従来の政治史が静的把握に止つたと痛烈に批判する著者の自信ある言葉は、詳細極まりない個別研究の結果生れたものであつて、更めて、このような地味な具体的研究の必要を感じさせられるのである。以上二点のほか細かいことを挙げれば限りがないが、庄園研究の過程で誰もがぶつかるような歴史的名辭の解釈についても、本書は多くの新知識を提供することになった。相坪・合名・負所・間田・集名・田堵・雇作・余名などその例である。その他は直接本書について見られたいが、次に二、三問題と思ふ点を挙げる。

(一)均等名が「下からの私的土地所有の性格と上からの収取単位的性格との二つの契機」のからみ合いのうちに生まれたとするならば、均等名形成以前における時代(この場合平安中期頃まで)の農民の土地保有の状態が具体的に分析されなければならぬ。それら保有地は、いづれ口分田・賃租田・治田の系譜をひくものであるが、それらがいかなる途をたどつて名田へ移行するかという問題である。また上からの均等名形成に際して下からの反抗はなかつたのであろうか。極めてスムーズに行われたような印象を与えられるが果たしてどうであらうか。

(二)右と関連して律令制的徭役労働の崩壊過程を追跡しなければならない。北山茂夫氏をはじめとする諸研究を庄園制的負担体系との関連において見直す必要がある。

(三)主として田地の問題が扱われて畠地については未だ考察が行き届いていない。これは本書に限つたことでなく庄園研究全体にいえることであるが、一つの重要な空白である。

(四)重要ではあるが困難な、具体的な農業経営形態の追究が必要である。均等化された名の経営の様子はどうか。本書では均等名を農業経営体として大体捉えているようであるが(四〇四頁)、この点は具体的証明に欠ける。収取単位としての擬制的名の存在にも考慮を払ふ必要があるように思う。

(五)著者自身問題として残されたところであるが、各庄園領主の支配の特色や支配圏などについて更に考慮する必要がある。庄園統制組織の問題は従来も研究を試みられたが不詳の点が多いようである。興福寺六方制度の研究などにも優れた成果を挙げられた著者にこの点の推進を期待したい。

以上のはか本書中で疑問とする細かい点もないではない。しかしそれらは殆どとるに足らないであろう。本書の持つ庄園研究史上の意義は頗る大きい。それは既述の通りであるが、更に本書に扱われた「庄園の完成」の時期が平安末期であるということは発展すべき多くの問題を提出する。石母田氏がいわゆる「古代の再建」といわれたことの意味を裏付けること、この時期が院政期に当ることによって、本書の政治史への発言を頗る重要なものとするのである。今後いわゆる中間地帯及び辺境の基礎構造について本書の如き具体的な研究が結実するならば、平安末期から鎌倉期に至る転換期の歴史が明らかにされるであろう。最近盛んな時代区分論も地味な個別的研究を欠いては空虚なものとならざるをえないのであって、我々の努力も一つには右の方面に向けられねばならないであろう。

以上、浅学の故に十分な紹介を果たしえなかったが、著者及読者の御寛容を願いつゝ擲筆する。

(A5判 本文七六四頁 索引三六頁 昭和三十一年五月一五日 吉川弘文館刊)

『史学雑誌』第66編第3号より転載、筆者は現帝京大学教授